

## 議会運営委員会

令和3年5月28日（金曜日）午前10時開会

### 出席委員（10名）

委員長	齊藤誠之	副委員長	星宏子
委員	山形紀弘	委員	中里康寛
委員	森本彰伸	委員	鈴木伸彦
委員	小島耕一	委員	大野恭男
議長	松田寛人	副議長	相馬剛

### 欠席委員（なし）

### 説明のための出席者

市長	渡辺美知太郎	副市長	渡邊和明
副市長	亀井雄	総務部長	小出浩美
企画部長	小泉聖一	保健福祉部長	鹿野伸二
産業観光部長	富山芳男	建設部長	関孝男
総務課長補佐	菊地直路	行政係長	佐藤吉将

### 出席議会事務局職員

議会事務局長	増田健造	議事課長	渡邊章二
議事課長補佐 兼庶務係長	印南恵子	議事調査係長	佐々木玲男奈
議事課主査	飯泉祐司	議事課主査	室井理恵

### 議事日程

- 1 開会
- 2 挨拶
  - ・委員長
  - ・議長
  - ・市長
- 3 協議事項

(1) 令和3年6月那須塩原市議会定例会議について

①提出案件について

○市長提出案件	21件
・同意案件	3件
・補正予算案件	1件
・条例案件	2件
・財産の処分案件	4件
・計画案件	1件
・市道の認定及び廃止案件	1件
・報告案件	9件

(即決案件)

(追加案件)

○議会提出案件	2件
・特別委員会の設置	1件
・特別委員の選任報告	1件

(即決案件)

(追加案件)

②議案に対する質疑・討論について

③会派代表質問(通告会派2会派)について

④市政一般質問(通告者15人)について

⑤会期日程について

○日程(別紙案)

(2) 議会基本条例第11条に基づく計画等について

(3) コロナ対策等を踏まえた6月定例会議の対応について

(4) その他

4 閉 会

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○齊藤委員長 皆様、おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を始めさせていただきます。

◎委員長挨拶

○齊藤委員長 お忙しい中、本日お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大が広がってきております。栃木県では、5月31日まで厳重警戒が続いておりまして、本市においても微増の報告がされております。

特に、現在、報道でもありますインド型変異株は年齢を問わず、これまで感染しづらかった子供たちへの感染が拡大されて、報告されているなど新たな脅威となっております。このインド型変異株はイギリス株の1.5倍とも言われており、その感染力の強さに警戒が必要です。

本市におきまして、市長をはじめ執行部の皆様の御尽力によりワクチン接種が始まっております。7月末までに高齢者の接種を終了させるべく、接種準備等にも尽力をされていると思います。

そのような中、我々議会運営委員会は、通年議会導入後の初の定例会議を迎えるに当たり、議会の運営においても皆様の御意見をいただきながら、引き続き感染症対策を講じて進めていけるように努めてまいります。

さて、本日は6月定例会議における議会運営、議会基本条例第11条に関わる議決事件、さらには今後の議会での取組などについての協議内容がございます。委員の皆様には、円滑な委員会の進行

に御協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

◎議長挨拶

○齊藤委員長 それでは、2の挨拶。

松田議長から挨拶をいただきたいと思っております。

○松田議長 皆さん、おはようございます。

今回、令和3年6月議会から本格的に、改正後の本格的な議会が始まろうとしております。これから、新しくなりました議運長をはじめ皆さん、委員の皆様、活発な意見で今回のこの6月からまた一緒に取り組むべきことを取り組んでいきまして、皆さんに御協力いただきまして議会がもっと活性化になると思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

◎市長挨拶

○齊藤委員長 続きまして、市長から御挨拶をいただきます。

○渡辺市長 令和3年6月那須塩原市定例会議に係る議会運営委員会の機会をいただきましてありがとうございます。

先ほど、委員長からもワクチン接種のお話ございました。もちろん、我々今、行政として全力を尽くしておりますが、共助の動きも出ておりまして、西三島自治会では自治公民館で自治会自らがボランティアなどを募ってウェブでの予約の支援をされるというお話を聞きまして、これは本当にすばらしいことだなというふうに感じました。

肝腎なワクチンの話なんですけれども、31日に

案内を郵送できる予定でございます。郵送しましたら、即座に恐らく予約が始まるような日程になっております。今回も、ウェブと電話、それから公民館での予約ができます。

集中期間、恐らく予約開始初日と2日目でかなりほとんどが予約されると思うので、電話回線30回線設けておりますが、30設けたところで対象者2万人いますので、かなり混雑することが予測されます。議員の皆様からも、できればウェブ、もしくは公民館での予約のお勧めをお願いします。

公民館につきましては、接種券と、もしスマホとか持っている方がいればスマホをお持ちいただいて入力されたほうがよろしいかと思えます。もちろん、公民館にもパソコンございますので、そこで入力できますけれども、御自身で端末を持っている方は持っていたほうがすぐできると思えますし、また接種券がなければ入力できないので、もしそのあたり聞かれたら、議員の皆様からもお伝えいただければと思っております。

今回、市議会定例会議に御提案申し上げますのは、人事案件3件、令和3年度補正予算案件1件、条例の一部改正案件2件、財産の処分案件4件、計画の改定案件1件、市道路線の認定及び廃止案件1件、繰越計算書の報告案件5件、公社等の経営状況の報告案件3件、専決処分の報告案件1件の21件でございます。

議案等の概要につきましては、この後、総務部長が説明をいたします。また、議会基本条例第11条に該当する計画等の協議につきましても、この後、担当部長が説明いたしますので御審議いただきますようお願いを申し上げます、私からの御挨拶といたします。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

#### ◎協議事項

○齊藤委員長 それでは、3番の協議事項に入ります。

(1)令和3年6月那須塩原市議会定例会議についてを議題といたします。

市長提出案件について、執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○小出総務部長 令和3年6月那須塩原市議会定例会議に提案を予定しております市長提出案件について御説明申し上げます。

今回、提案を予定しております案件は、ただいま市長が申し上げましたとおり……

○齊藤委員長 着座で。すみません。

○小出総務部長 失礼します。

21件となりますので、各案件の取扱いについて御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、過日の議員全員協議会におきまして説明を行った案件については、本日の説明を省略させていただきます。

それでは、順次御説明申し上げます。

初めに、同意第6号 那須塩原市監査委員の選任についてでございます。

本案は、現在、市議会議員の改選に伴い不在となっております議会から選任される監査委員につきまして、齋藤寿一氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めらるものであります。

次に、同意第7号 那須塩原市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本案は、3名の委員が本年6月18日をもって任期満了となることから、現委員である齊藤義守氏、平川昌也氏及び塩水香代子氏を再任いたしたく、

—————◇—————

地方税法423条第3項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

次に、同意第8号 人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。

本案は、1名の委員が本年9月30日をもって任期満了となることから、現委員であります大貫憲子氏を再任いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

次に、議案第51号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）、この案件を提出いたします。

次に、議案第52号 那須塩原市手数料条例の一部改正について、次に、議案第53号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について、以上2件の条例改正案件を提出いたします。

次に、議案第54号 財産の処分について、次に議案第55号 財産の処分について、次に議案第56号 財産の処分について、次に議案第57号 財産の処分について、以上4件の財産の処分案件を提出いたします。

次に、議案第58号 第2次那須塩原市総合計画の改定について、この案件を提出いたします。

次に、議案第59号 市道路線の認定及び廃止について、この案件を提出いたします。

次に、報告第9号 令和2年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書についてでございます。

本報告は、令和2年度一般会計予算として議決をいただきました継続費に係る予算について、令和3年度に繰り越したことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次に、報告第10号 令和2年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本報告は、令和2年度一般会計として議決をい

ただきました繰越明許費に係る予算について、令和3年度に繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第11号 令和2年度那須塩原市水道事業会計継続費繰越計算書についてでございます。

本報告は、令和2年度水道事業会計予算として議決をいただきました継続費に係る予算について、令和3年度に繰り越したことから、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するものであります。

次に、報告第12号 令和2年度那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費を令和3年度に繰り越したことから、同条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第13号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費を令和3年度に繰り越したことから、同条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第14号 公益財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告について、次に報告第15号 公益財団法人那須塩原市文化振興公社の経営状況報告について、次に報告第16号 公益財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告について、これら3件の案件は、那須塩原市が設立または出資している農業公社、文化振興公社及び那須野が原文化振興財団における令和2年度の事業実績及び会計決算並びに今年度の事業計画及び収支予算などの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

最後に報告第17号 専決処分について〔損害賠

償の額の決定及び和解]でございます。

本件は、令和3年2月5日、那須塩原市埼玉地内において発生した事故に関し、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の状況は、市職員が家庭訪問時に公用車を駐車させる際、相手側住宅のブロックフェンスに接触し、損傷させたものであります。

以上、21件の案件につきまして、市議会定例会への提案を予定しております。よろしくお願いを申し上げます。関係議案の説明とさせていただきます。

○齊藤委員長 ただいま説明が終わりました。

質疑はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、即決案件はございますか。

総務部長。

○小出総務部長 即決案件をお願いしたいものは、4件でございます。

初めに、同意第6号 那須塩原市監査委員の選任について、次に同意第7号 那須塩原市固定資産評価審査委員会委員の選任について、次に同意第8号 那須塩原市人権擁護委員の候補者の推薦について、以上3件については人事案件でありますので即決としてお願いいたします。

次に、議案第58号 第2次那須塩原市総合計画の改定についてでございます。本案は、第2次那須塩原市総合計画を改定するものであり、本改革に基づき策定した各部門計画についても今後、計画期間を1年延長するための手続を速やかに行う必要が生じることから、即決でお願いいたします。

以上、4件の案件につきましてお願いいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

ただいまの即決案件の説明に対し、質疑はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 質疑がないようですので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明がありました同意第6号から同意第8号までの同意案件3件及び議案第58号の計画案件1件の計4件は、即決扱いとすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、ただいまの即決案件の4件及び報告案件9件を除く8件の議案につきましては、各常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、追加案件はございますか。

総務部長。

○小出総務部長 追加議案といたしまして、最大で9件を予定しております。

初めに、令和3年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)でございます。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症対策による低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給のほか、市が実施する新型コロナウイルス感染症の経済対策及び安全対策に係る経費などの予算措置を行うため、追加議案として提出したいと考えております。

次に、契約の締結についてでございます。

本案は、那須塩原市防災情報伝達機器整備工事の契約の締結について議会の議決を求めるものであり、新たな防災情報伝達機器として280MHzの周

波数帯を利用した同報無線システムを整備するものであります。現在、入札の手続を進めており、本日、落札者が決定する見込みであることから、仮契約を締結した後、追加議案として提出したいと考えております。

次に、財産の取得についてでございます。

本案は、那須塩原市防災情報個別受信機の取得について議会の議決を求めるものであり、市が発信した防災情報を屋内で受信するための専用の個別受信機を5,000台取得するものであります。現在、見積り合わせの手続を進めており、6月7日に契約の相手方が決定する見込みであることから、仮契約を締結した後、追加議案として提出したいと考えております。

次に、専決処分報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕でございます。

専決処分報告について、本定例会の会期中に最大で6件の示談の見込みがありますので、市の義務に属する損賠賠償の額の決定及び和解につきまして示談が整った場合には、追加議案として提出したいと考えております。

以上、9件についてお願いいたします。

○齊藤委員長 ただいまの追加案件の説明に対し、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 質疑がないようですので、追加案件の取扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明のありました追加案件が提出された場合には、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、何か予定されているものはございますか。

課長。

○渡邊議事課長 議会提出案件について御説明いたします。

議会提出案件については、発議第11号 総合計画審査特別委員会の設置について及び議報第9号 総合計画審査特別委員会委員選任の報告についての2件でございます。

説明は以上でございます。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

ただいまの議会提出案件の説明に対し、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 質疑がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

ただいまの総合計画審査特別委員会の設置について、初日に上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出の追加案件はありますか。

議事課長。

○渡邊議事課長 議会提出案件の追加案件について御説明いたします。

追加案件については、7件予定してございます。

1件目は、総合計画審査特別委員会の正副委員長の報告についてでございます。

次に、2件目、3件目として、庁舎建設検討特別委員会の設置について及び同委員の選任の報告についてでございます。

次に、4件目、5件目として、議会活性化特別委員会の設置について及び同委員の選任の報告についてでございます。

次に、6件目、7件目として、庁舎建設検討特別委員会正副委員長の報告について及び議会活性

化特別委員会正副委員長の報告についてを予定してございます。

説明は以上でございます。

○齊藤委員長 ただいま事務局から説明がありました案件については、最終日に追加上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、②議案に対する質疑・討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のとおり一問一答方式により行い、時間は質疑のみ1人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおり1議題につき1人10分以内、賛成、反対、各5人までとしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、③会派代表質問についてお諮りいたします。

今回、2会派からの通告がございます。

質問の方法については、先例のとおり、答弁を含め1会派70分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、④市政一般質問についてお諮りいたします。

今回、15名の通告者がございます。

質問の方法につきましては、先例のとおり答弁を含め1人60分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、⑤会議日程についてを議題といたします。

別紙に日程案がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

議事課長。

○渡邊議事課長 会議日程について御説明いたします。

資料、会議日程案を御覧ください。

期間については、6月4日金曜日から6月25日金曜日までの22日間の予定としております。

次に、表を御覧ください。

休会を除いて日にち順に説明いたします。

初めに、6月4日は再開、日程報告、議案の提案説明、即決議案採決、総合計画審査特別委員会の設置の予定としております。

次に、7日は会派代表質問を2会派行う予定としております。

次に、10日、11日、14日は市政一般質問を各日4人行う予定としております。

次に、15日は市政一般質問を3人、また議案質疑、議案の関係委員会付託を行う予定としております。

次に、16日、17日、18日、21日は各常任委員会による付託議案等の審査の予定としております。また、21日を討論通告書の締切りとしております。

次に、24日は予算常任委員会全体会を午前10時から、議員全員協議会を午後1時半から行う予定としております。

最後に、25日は各委員長報告、質疑、討論、採



決、散会を予定としております。

説明は以上でございます。

○齊藤委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、改めて申し上げます。

6月定例会議の会議日程については、別紙(案)のとおり6月4日金曜日から6月25日金曜日までの22日間とし、会派代表質問については6月7日に2会派、市政一般質問15人については6月10日、11日及び14日の3日間に4人ずつ、15日に3人とし、議案質疑は15日火曜日の一般質問終了後に行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、討論通告書の提出期限は6月21日月曜日の午後5時とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

なお、6月24日木曜日に、午前10時から予算常任委員会全体会を、午後1時30分から議員全員協議会の開催を予定しておりますので、お含みいただきたいと思います。

以上で(1)の協議事項は全て終了いたしました。

次第にはございませんが、今定例会議について、その他として執行部から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 委員からは何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようでしたら、次第2に入る前に執行部入替えのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを議題といたします。

議会基本条例第11条に関わる計画協定等について執行部から内容の説明をいただいた上で、議決または報告とするかを決定いたします。

なお、協議案件については、執行部から報告として上がってきた案件について説明を求め、決定を見たいと思います。

本日は、第2次那須塩原市総合計画の計画期間延長に伴う部門別計画の計画期間延長ほか全部で31件の案件がございます。

まず、第2次那須塩原市総合計画の計画期間延長に伴う部門別計画の計画期間延長25件を一括して協議いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

それでは、第2次那須塩原市総合計画の計画期間延長に伴う部門別計画の計画期間延長25件について、執行部からまとめて説明をお願いいたします。

企画部長。

○小泉企画部長 それでは、議会基本条例第11条第2号及び第3号に該当する計画案件ということの中で、報告案件として御協議をいただく案件についての説明をさせていただきます。

今回、資料のほう一覧表がありますか。一覧表の今、1ページから3ページということで、全部で8つの部、25の計画、部門別計画ということで、上位計画であります那須塩原市総合計画、こちらに合わせて計画期間のほうを設定している計画、

こちらの延長ということになります。

今回、6月の議会に、那須塩原市総合計画の期間の1年延長ということで議案として提出をさせていただいております。この案件につきましては、昨年の6月の全員協議会で1年延長したいということで報告をさせていただいたわけなんです、手続として議決案件ということで今回、6月議会に提出をさせていただきます。

これに伴いまして、計画期間を同じにしています部門別計画25件、こちらにつきましても1年間の期間延長ということでお願いをしたいものがございます。

変更内容については、この25件については1年間の期間の延長というもののみということで、それ以外の内容の変更についてはございません。内容の変更があるものにつきましては、改めて別に、審議案件であったりということで各部署のほうからの説明がございます。今回、私のほうからまとめてお願いするものについては、1年延長というものに限っての案件25件、こちらのほうを報告案件として御協議をいただきたいものということでございます。

なお、それぞれの計画についての報告の時期についてなんですけれども、時期についてはそれぞれの計画において審議会、協議会等でございます。そちらのほうでの決定を得てからということになりますので、報告の予定時期についてはそれぞれの計画によってばらつきはありますけれども、内容としては同じ内容ということで、延長のみというところでの報告ということになります。

私のほうからは、簡単なんですけれども、以上でございます。よろしく御協議をお願いいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 なければ、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について、執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、本案件については報告案件にすることに決しました。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、保健福祉部の案件について協議いたします。

那須塩原市地域生活支援拠点実施に関する協定を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

保健福祉部長。

○鹿野保健福祉部長 それでは、那須塩原市地域生活支援拠点実施に関する協定について説明させていただきます。

那須塩原市において、地域生活支援拠点の整備、これをするに当たりまして、国の方針、県の障害者福祉計画でも位置づけられている地域の実情に合わせた整備、障害者の生活を地域で支えるサー

ビスの提供、これを構築するため整備を進めているわけですが、その整備をするに当たって、緊急時の受入れ、この対応の担い手としている短期入所型の施設と、現在も実際にやっているわけですが、それを改めて協定を結んで確認をしようということで協定を結びたいというものでございます。

この事業は、この福祉サービスの枠組みを活用して、既存のサービスを活用して行うものでありまして、改めて費用等が生じないということもございまして、議員全員協議会への報告をすることで今回、取組をさせていただいたというものでございます。

報告簡単ですが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、委員からの御意見等ございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について、執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議ないものと認め、本案件については報告案件にすることに決しました。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、産業観光部の案件について協議いたします。

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

産業観光部長。

○富山産業観光部長 それでは、生産性向上特別措置法に基づく導入促進計画の策定ということについて説明させていただきます。

まず、1番目の計画策定の目的及び背景でございますけれども、平成30年度に経済産業省が生産性向上特別措置法を制定いたしまして、平成30年から令和2年度までの3年間を集中投資期間と位置づけまして、中小企業の生産性を向上させるため、中小企業の設備投資について税制面や金融面での支援を行っております。

具体的にはこの後に説明いたしますが、固定資産税の減免を行っているところですが、このたび国におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年度までに、2年間延長するということになりました。

一方、本市が定めている導入促進基本計画の計画期間は、平成30年6月13日から令和3年6月12日までの3年間となっております。先端設備を導入した中小企業者に対し固定資産税の減免を行っております。

この申請件数につきましては、平成30年が19件、

令和元年度が18件、令和2年が14件となっております。この制度によりまして、市内中小企業者の生産性の向上を図っているということでございます。

先ほど申し上げましたが、国においては新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和4年度まで延長するとしたことから、本市においても引き続き中小企業者の生産性向上を図っていく必要があるため、国の延長期間と合わせまして2年間計画期間を延長し、計画期間を5年間に変更するものでございます。

2番の計画の概要でございますけれども、中小企業、小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画でありまして、この計画が国において認定されれば、令和4年度まで先端投資を、設備を導入した中小企業者に対して固定資産税が減免されるということになります。

計画の期間でございますが、現在は国が同意した日から3年間となっておりますが、2年間延長し、国が同意した日から5年間に変更するものでございます。

4番、市民等の効果及び影響でございますが、市内中小企業者等の生産性向上に寄与するものと考えてございます。

総合計画との位置づけですが、基本政策6-3「商工業を活性化させる」に該当するものでございます。

関係法令でございますが、現在は生産性向上特別措置法に基づいた計画ですが、この法律が令和3年6月5日で廃止となりますけれども、この制度は改正後の中小企業法、経営強化法に引き継がれることになっております。

議会への対応及び理由でございますが、今回の変更につきましては、計画の内容は変更せずに期間のみを延長する改定であるため、策定した際と

同様に議員全員協議会で報告することにより対応したいというふうに考えております。

報告時期といたしましては、6月の議員全員協議会で報告したいと考えているものでございます。

説明としては以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、委員からの御意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について、執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、本案件については報告案件にすることに決しました。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時38分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、建設部の案件について協議いたします。

那須塩原市建築物の耐震改修促進計画（3期計

画)を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

建設部長。

○**関建設部長** それでは、説明させていただきます。

那須塩原市建築物耐震改修促進計画(3期計画)の策定について、まず目的や背景について御説明いたします。

住宅の建築物の耐震化を促進させ、市民の生命や財産を保護することを目的とし、那須塩原市建築物耐震改修促進計画(2期計画)に基づき実施してきましたけれども、栃木県の3期計画が令和3年3月に策定されましたので、本市も県の3期計画に基づき本市の3期計画を策定するものでございます。

計画の概要としましては、本市の住宅建築物の耐震化の目標や耐震化に向けた取組などを定め、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画でございます。

計画期間につきましては、令和3年から7年の5年間としております。

市民への効果及び影響につきましては、効果としまして本市の住宅建築物の耐震化が促進できると考えております。また、耐震に係る診断費用や工事費は、予算の範囲内で県や国からの補助を受けることができます。

市民の参画につきましては、計画につきまして9月前後にパブリックコメントを実施する予定でございます。

総合計画の位置づけにつきましては、第2次那須塩原市総合計画において、記載のとおり位置づけられております。

7番目の関係法令及び上位計画についても、記載のとおりでございます。

8番目の上位計画議決時期につきましては、栃木県の3期計画が令和3年3月に策定しておりま

す。

最後に、議会への対応の理由につきましては、本計画は、国や県の計画に基づき策定する計画であり、耐震診断や改修工事の補助金を受けるために策定する計画でもあります。1期計画の策定時と同様に、議員全員協議会で報告する計画と考えておりますが、今後の対応について御審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上であります。

○**齊藤委員長** 説明が終わりました。

質疑はございますか。

森本委員。

○**森本委員** これ2期計画のときも報告だったということなんですけれども、内容的には結局上位法、国や県の計画に基づくということは、市としてあまり、何というのかな、計画にその影響を出すとか及ぼすとか、そういう部分というのは少ないという判断、またはないという判断でしょうか。

○**関建設部長** そうですね、一つは……

○**齊藤委員長** すみません、手を挙げてください。  
建設部長。

○**関建設部長** 一つは、そうですね、上位法に基づいて行うということと、その中で耐震化の目標というのを定めていくんですけれども、その目標につきましては前回、5年前の95%というのを定めておるんですけれども、今回もそこまでは、95%まで国も県も達していないので、同じ95%で目標を変えずに策定してございます。

ただ、5年の数値を見直した結果という形になっておりますので、上位計画、また予算確保のためという考えで全員協議会のほうで報告ということになったという経過です。

○**齊藤委員長** 森本委員。

○**森本委員** そうすると、3期計画においても、そ

の上位法からの計画に基づいてつくるということで、市としてはそこに関してはあまり考えをそこに及ぼすというか、そういう余地はないという理解でよろしいですか。

○齊藤委員長 建設部長。

○関建設部長 そうですね、それに基づいて行いますので、あまり市の方針とか意見はそこには基本的には反映されないような形です。

○齊藤委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、それではここで議員間討議に入ります。

討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、委員からの御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、ここで議員間討議と併せて質疑も終了したいと思います、異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について、執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、本案件については報告案件とすることに決しました。

ここで、執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、総務部の案件について協議をいたします。

那須塩原市人材育成基本方針を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○小出総務部長 それでは、那須塩原市人事育成基本方針の見直しについて御説明申し上げます。

1の計画策定の目的及び背景ということでございますけれども、自治体自らの判断、責任において時代の変革に対応した高度な行政サービスを提供し、住民福祉の向上に寄与する人材を育成することを目的とするということでございまして、こちらの計画は平成19年3月に策定しておりまして、既にその今の計画が10年以上たったということがございまして、時代に即した内容に見直してまいりたいということでございます。

計画の概要でございますけれども、組織としての活力を高めるということ、それからそれに能力開発、資質向上ということ、そういったところを基本的な方針、それから具体的な方策を示してまいりたいということでございます。

飛ばさせていただきます、4番の市民等への効果及び影響ということでございますけれども、計画に規定する求められる職員像といったものを実現することで、組織全体として能力を高めて住民福祉の向上に寄与してまいりたいということでございます。

議会への対応及び理由ということで、今回、これについては報告ということで、報告については来年の2月を予定させていただきたいということでございます。

理由としましては、職員の育成に関する基本的

な方針、具体的な方策などを定める内部計画であるということ、それから国の通達に基づいて策定しているものということなどから、議員全員協議会での報告とさせていただきたいということでございます。

進捗を申し上げますと、この計画に当たりまして、現在、職員の意識調査といったものを、アンケート調査を行っているところでございます。

なお、今回の課題としては幹部職員の育成といったところ、または女性を含めた幹部職員をどのように育成していくのかということを大きなテーマとして今回の方針をまとめてまいりたいというようなところでございます。

以上でございます。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

森本委員。

○森本委員 これ内部計画だから全協での報告でいいと書いてあるんですけども、内部計画といっても人材育成とかというのはかなり重要な部分かなという気がするんです。さらには、どんな、どういった研修をするとか、今後の執行部の組織の在り方とかまで影響を及ぼすようなものであるというふうに考えると、これが報告でいいのかなというのはちょっと疑問を感じます。ちゃんと委員会付託なりするなりして、内容を審議するというのも必要んじゃないかなという気がするんですけども、どのように考えますか。

○齊藤委員長 総務部長。

○小出総務部長 あくまで、今回、まとめさせていただくのは方針といったことで、具体的に人材育成とかと、そういったプログラムが決まれば、それについては予算を伴うもの等いろいろございますので、その段階で議会に御審議いただければというふうに考えております。

あくまで、今回のものはそれを行うための方針と、大きな方向性を決めさせていただくといったところで考えているところでございます。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 先ほどの部長の説明によると、例えば女性職員等の取扱いとか、そういうものとかもおっしゃったふうになってくると、組織の全体をある程度つかさどるのかなという気はするんです。その辺については、市に対して、市のこれからの在り方について大きな影響があるものだというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○齊藤委員長 総務部長。

○小出総務部長 確かに、人材育成というのは非常に大きなテーマであると思いますし、やっぱり組織はやっぱり人ですから、いかに人を育成するかというのは非常に大きなテーマでございます。

ただ、今回の方針というものに、これにつきましては、方針ということで扱っていくものでございますので、こちらについては執行部のほうとして取りまとめをさせていただきまして、具体的な中身になったときに、予算を伴うもの、先ほど申し上げましたようにそういった具体的な施策になったときに、議会からは具体的な御意見、御指摘をいただければというふうに考えております。

○齊藤委員長 いいですか。

小島委員。

○小島委員 今、森本委員がいろいろと質問したけれども、一番大事なのはやはりずっと具体的なものよりも基本方針のほうが重要ではないかと私は思うんです。

その基本方針を間違えたら、市の職員の育成の体系が狂ってしまうとか、そういうことが起こってくるんだろうと思いますので、基本方針をしっかり立てることのほうが重要ですので、これはやっぱり人材育成の基本方針というのは、10年に

一遍しか立てないということであれば、やはりこれは議会も含めて那須塩原市の人材育成どうする、職員の人材育成どうするのかということで議論すべき課題ではあるかなと私は思います。いかがでしょうか。

○齊藤委員長 総務部長。

○小出総務部長 方針ということで、本当に漠然としている部分でありますので、そこを多分、御議論いただいても、多分総論賛成というか、皆さんそこで異論というところが正直ないのかなというふうに思いますので、できればその個別具体になったときにいろいろ御意見いただければというふうに考えているところでございます。

○齊藤委員長 局長。

○増田事務局長 すみません、委員さんが議論しているところ、口を挟ませていただいてすみませんけれども、これまでの経緯等々について御説明申し上げます。

あくまでも、市役所も一つの事業ということをまず御理解いただいて、市内には幾つもの事業所がございます。

前に、市の庁議等々でISOについて議論したことがございますが、ISOなんかは市役所のことについてのみやっていて、市の、要は市政というのは市内にある事業所のごみの減量化を図る、それが要はISOの目的。議員さんの市政について一般質問していただいたり、市の方向性について議論していただく。1つの事業所について練って議論をするということじゃないというふうに考え、これまで内部計画については全協での報告、こういった形で、市役所はまずこういうふうの一つの事業所として人材育成に取り組んでいるというようなことを全協で報告をさせていただいているというような経緯がございます。

あくまでも、一つの事業所じゃなくて市内全部

の事業所の中の一つ、市役所はこういうことをやっていますよということを全協の中で報告をさせていただいているという経緯がありまして、今までは全協での報告というようなことにさせていただいていた経緯がある。その経緯について、すみません、説明をさせていただきました。

以上です。

○齊藤委員長 そのほか質疑はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 それでは、ここで議員間討議に入ります。

討議すべき点はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 それでは、委員からの御意見はございますか。

小島委員。

○小島委員 この具体的な基本方針見ていないのでちょっと、そこが一番ちょっと私の弱いところなんですけれども、それが一般的なもので、何かそこをしっかりと見ながらもうちょっと具体的にそれでいいのか、それとも今後やはり今の時代に合わせた中で新たなものも必要なのかどうかというのは、やっぱり議論する必要があるんだろうと思うんですけれども、そこら辺を実際物を見ないでここで話をするのはちょっと難しいなと感じているところです。

○齊藤委員長 小島委員の意見について。

○小島委員 できればコピーでももらって、それに対して今後どういうふうに考えるかというところも含めて検討すべきだろうと私は思っています。

○齊藤委員長 小島委員に申し上げます。

基本的に議案の中の取扱いはできないので、今の中での話合いをするしかないんです。だから、今のままでどうするかという、今、討議の内容に



入っておりますので、もし続けたい意見があればこちらに今、振っていただいて、議員間での討議、あるいは執行部を含めた討議ができる今、時間帯なので、ぜひそこで言っていただいて、詰めていきたいと思えます。

ただいまの小島委員の意見について、ほかの委員の意見があればお伺いしたいと思えます。

森本委員。

○森本委員 ここは議運なので、取扱いを決める部分なので、内容はあまり触れるべきじゃないのかなというふうに思えます。

○齊藤委員長 それは今、私言いましたので。おかしくなってしまいました。

今の小島委員の、全体的な方針を含めるものは基本的に議決にしたほうがいいのではないかという、その意見に対しての皆さんの意見を募つていくところがございます。

森本委員。

○森本委員 それはそのとおりだとは思いますが、今までの経緯、さっきから、先ほど局長から説明があつて、多分人事の部分というか、この人事の部分で人材育成という部分に関しては、市政じゃなくて市役所としてでという意味なのかなというふうに捉えたので、私は納得は一応しました。

○齊藤委員長 そのほか御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、ここで議員間討議と併せて質疑も終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 質疑がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について、執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、本案件については報告案件とすることに決しました。

それでは、次に那須塩原市障害者活躍推進計画を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○小出総務部長 那須塩原市障害者活躍推進計画の策定について御説明申し上げます。

計画の策定の目的及び背景ということでございますけれども、こちらにつきましては障害者の雇用の促進等に関する法律、以下、法と申し上げますけれども、第7条の3第1項の規定に基づきまして、地方公共団体の任命権者は、障害者である職員の生活における活躍における推進に関する取組に関する計画、障害者活躍推進計画の策定が義務づけられているということでございます。

計画の概要でございますけれども、この計画は障害がある全ての職員が障害特性や個性に応じ自らの能力を最大限発揮し、専門的に実現、自己実現できる環境づくりを推進するための支援というもので、法第7条3の各項に基づきまして次の事項を定めるといったものでございます。

本計画は、各機関の連名、任命者の連名協議で策定するというところでございまして、内容としては目的、それから計画実施、計画の期間、計画の公表、取組内容といったところでございます。

期間といたしましては、令和3年度から令和7年度の5年間というところでございます。

市民等への効果及び影響ということでございまして、結局は内容としましては市職員の雇用という形で、直接何かあるかということに関してはなしというふうに考えております。

それから、市民参画の動き、パブリックコメント等の実施は予定してございません。

それから、総合計画上の位置づけといったものも特にございません。

上位計画ということは、先ほど申しあげました法律ということでございます。

議会の対応及び理由でございますけれども、議員全員協議会で報告とさせていただきたいということで、こちらは今年の6月を予定させていただきたいということです。

その理由としましては、法律に基づき設定する内容ということでございまして、議員全員協議会での報告により対応とさせていただきたいということでございます。

説明は以上でございます。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

森本委員。

○森本委員 すみません、これ法律に基づく計画ということなんでけれども、そうするとこの内容は法律であらかじめ定められていて、市で計画を具体的に練っているというわけではないということでしょうか。

○齊藤委員長 総務部長。

○小出総務部長 法的ですので、どういう内容を盛り込めと、どういう項目を盛り込めといったのは法律で決まっておりますので、そのとおりに計画のほうを策定してまいるということでございます。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 じゃ、市で独自にそこに特色を出したりとか、そういうことはないということでしょうか。

○齊藤委員長 総務部長。

○小出総務部長 項目はほぼ法律で定まっていると

いうことで、その具体的な内容といったところはいろいろその機関によって事情が違ふと思いますので、そこは各策定する機関等の実情に応じて内容が変わってまいるものであると考えます。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 そうすると、これもやっぱり前のいわゆる人材育成等も同じような形で、内部計画であるからあまり、何というのかな、市政というよりは市役所のことというような感じ、そういうような意味合いもあるんでしょうか。

○齊藤委員長 総務部長。

○小出総務部長 そうですね、直接市民の方に何か影響があるかということになると、そういう市民の方に何かサービスを提供するとか義務化するとか、そういった計画ではございませんので、あくまで市役所内部で働く職員についての扱いについて規定するものということでございます。

○森本委員 分かりました。

○齊藤委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、ここで議員間討議に入ります。

討議すべき点はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、それでは委員からの御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、ここで議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないのと認め、本案件については報告案件とすることに決しました。

次に、那須塩原市と株式会社ヒーローライフカンパニーとの災害時の支援に関する協定を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○小出総務部長 那須塩原市と株式会社ヒーローライフカンパニーとの災害時の支援に関する協定について御説明を申し上げます。

協定の締結先でございますけれども、こちらは民間企業ということで株式会社ヒーローライフカンパニーということでございます。

協定の内容でございますけれども、こちらは災害時におけますトレーラーハウスの貸出しということでございます。

協定の締結の目的及び背景ということでございますけれども、市は、災害発生に備えまして公民館、小中学校の53か所の市有施設を避難所に指定しておるところでございまして、大規模災害発生時には指定避難所自体が被災し、避難所として使用できない可能性もなくはないということで、可能性があるということでございます。

また、市は、近隣市町と協定を締結しておりまして、避難所の相互利用も可能というふうになっておりますけれども、仮に、例えばこの隣接地でも発生した場合には、なかなか避難所の確保に苦労することも想定されるということでございます。

市民等への効果及び影響ということでありますけれども、この株式会社ヒーローライフカンパニーというのは、市内でトレーラーハウスを利用したホテルを経営しているということでござい

て、万が一被害が発生したときは、そのトレーラーハウスを市が指定する場所に移動していただきまして、避難所あるいは仮設住宅としての利用を御提供いただけるもので、そちらの内容を協定として締結したいというものでございます。

これによりまして、避難所が不足している地域に速やかに避難所あるいは仮設住宅を増設することができるということで、災害時における市民生活の安定、あるいは災害応急、復旧等の対策を円滑にすることができるということでございます。

コロナ禍におきまして、住民との密を解消、隔離とか、またプライバシーの問題とかありまして、やっぱり必要に応じてこういったトレーラー等を利用した個別空間の確保ができるというのは非常に重要ではないかというふうに考えております。

特記事項ということで、こちらトレーラーハウスの貸出しといったものについては、一定の費用を、そちらは貸出し期間とかそういうところで値段の設定があるわけですが、それを市が負担するとなっております。

議会への対応及び理由ということでございます。こちら全協での報告でさせていただきたいということで、今年の7月を予定しております。

その理由といたしましては、協定の締結により速やかな避難所の確保が可能であるということ、それから避難所の支援体制が強化されるということで、全協での報告にすることによって速やかに執行をさせていただきたいということでございます。

ちなみに、こちらのヒーローライフカンパニーさんにつきましては、現在、市内の2か所にトレーラーハウスのホテルを現在営業しているといったところでございまして、避難所、災害発生時にはそちらからトレーラーハウスを輸送して避難所に設置していただけるというような段取りになっ

ているというふうに考えております。

以上でございます。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

山形委員。

○山形委員 特記事項の中で、トレーラーハウス貸出しに要した経費も市が負担することとなっている、そういうふうな経費も概算的にもうある程度分かって、今回この全協での報告に至ったのか、その辺はどうだったか教えていただけますか。

○齊藤委員長 総務部長。

○小出総務部長 災害時ですので、どのぐらいの規模が発生するかというのは想定できないところであるんですけども、本当に必要なときにお金を負担してそういうのを確保するかというのは、そもそもその災害の規模とか状況によるかと思えます。

予算措置をしているかという話になると、そういったこと現在、予算措置はしていませんので、何かあったときには予備費対応するとか、議会を開いていただいて予算措置のほうをお認めいただくとか、そういった対応になるかと思えます。

○齊藤委員長 山形委員。

○山形委員 今の話だと、そういうふうな経費は予備費で対応するというふうな感じによろしいんですか。改めて。

○齊藤委員長 総務部長。

○小出総務部長 今現在、そのように考えております。

○齊藤委員長 そのほか質疑はございますか。

森本委員。

○森本委員 このヒーローライフカンパニーというところと協定を結ぶということだと思んですけども、基本11条では協定、他団体との協定というのは議決案件ということになっていくと思うん

です。

その中で、結局先ほど山形委員からもあったように、市がある程度負担する部分があるということ、あとはどのぐらいの、例えばそのトレーラーがそういうときに、そのときに確保できるのか。

例えば、実際ホテルとして活用しているわけですから、すぐに使えるのがどのぐらいあるのかとか、何というか協議する点というのが結構あるように感じるんですけども、これを報告にしてしまうと、その辺があやふやなままその計画、その協定が進んで、実際に本当に災害になったときに、ちょっと安心できるのかなという部分を感じるんですけども、スムーズな運営にこれなるんでしょうか、そのまま。そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○齊藤委員長 総務部長。

○小出総務部長 スムーズにトレーラーハウスを活用できるのかということでございますけれども、その辺のところはちょっと災害に、起きてみないとどのようなどという事態になるかというのは想定できませんので、何とも申し上げられないところではあるんですけども、少なくとも協定を結ぶことによって、市が優先的にそういったものを提供いただけるといった、そういう面では有効ではないかというふうに考えています。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 ただ、費用負担とかというのもあるもので、協定はお互いに、お互いの協定だと思うんです。そうなったときに、議決を取らずに報告でいいというのは、何というのかな、取扱いの部分なので内容まで言うつもりないんですけども、要は市のほうとしても費用負担があるわけですよね。それで、結局どれだけあるのか分からなくて、提携すれば、締結すればただ市側だけのほうが、市が得するだけだろうみたいに聞こえるのにちょ

つと違和感を感じるんですけれども、その部分いかがでしょうか。

お互いの締結、お互いにとっての、取りあえずお金を払う、そしてそれに対してサービスの提供を受けるということではないのでしょうか。すごく微妙なんですけれども。

○齊藤委員長 すみません、森本委員に申し上げます。あくまで協定の締結についてなので、じゃ議決するとしたら協定をさせないという判断かそれを認めるという判断になってしまうんです。

今回は、協定をすることを前提に報告をしたいという話になっていますので、それ以上の話になると多分、本当に議案としての提出になるのかなと。であれば、ヒーローライフカンパニー以外も含めてそういったものを市で考えるのかという話のほうが、今後協議はしやすいのかと思う。これ出るときにその話になってしまうので。なので、一応この協定についての取扱いについてもう一度聞き直していただく。中身にちょっと入りつつあったので、すみません。よろしくお願ひしたいと思います。

○森本委員 これを結局このヒーローライフカンパニーとの協定に関しては、議会で議決の部分というのは必要なくて、報告だけで済ませても、その内容についてそごはないというふうに感じているという、何も聞いていないようになっちゃうんですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○齊藤委員長 総務部長。

○小出総務部長 議会のほうでいくと、例えば応援物資の提供であったりとか、災害時に、それも同じような扱いかなどというふうに思います。今回は、トレーラーハウスが提供いただけるという扱いですので、そういった災害時の対応というところは同様に扱っていただければというふうを考えております。

○齊藤委員長 実際あれですものね、業界とのトラックだって、結局市から出していくし、出していますから、それでこちら金出すなという話でもならないと思うんです。

それでは、そのほか質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、ここで議員間討議に入ります。討議すべき点はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、委員からの御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、本案件については報告案件とすることに決しました。

以上で(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを終了といたします。

その他として、執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 委員から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、この後、議会側の案件に入りますので……。

副議長どうぞ。

○相馬副議 この議会基本条例第11条に関わる案件

についてですが、報告とするか議決とするか、その2点で今やっているところでございます。

先ほどの耐震促進計画については、市民参画の云々という、これは議会基本条例第12条に関わるようになってくるわけですが、パブリックコメントを実施するというようになっております。ということは、市民の意見を伺うということになってくるんだらうと思いますので、市民の意見は聞いたんですけども、議会には報告しませんというだけということになりますので、議会の意見は議員個々に市民として意見を出してください。

これまで、パブリックコメントで意見を出してほぼ採用された、個人的に出したときに採用されたケースはほぼないので、もし執行部のほうに御協力いただけるのであれば、パブリックコメントを実施する案件で議会報告にしたいということであれば、議会のほうからも意見を求めるような方式、それから議会運営委員会としても何かそういうことができるような方法を考えていただければというふうに思います。

すみません、以上です。

○齊藤委員長 どうつながたらよろしい。そんな御意見が、意見なんです。

そのほか委員から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、今、副議長からあったんですが、私のほうから。

案件の提出の仕方が、その上位法に基づくからこれは報告ですというちょっとコメントが多すぎますので、基本にお金がかからなければいいんだらう、市民が関わらなければいいんだらうではなくて、考え方になってしまうと、先ほどの市の行政の内部の人材育成というテーマに関しては、市民の住民福祉向上に直接つながるわけですから、じゃ委託出すときには、今度よそからの企業入れ

ていますよね。じゃ、市内部だけなんです。そこで窓口サービスの人たちはいるんですかとか、こうなっていくはずなんです。

なので、もうちょっと深掘り、我々が判断しやすいような材料に今後変えていかないと、同じような案件が今後ずっと続いてしまうのかなというのと、先ほど小島委員も言っていますけれども、10年というスパンで報告で我々はそういうのあったんだねというような感じで議案にしていけないということも、市民の代表としてはちょっとどうなのかなと思いつつながら私ちょっと進行聞いていたので、執行部サイドのほうは準備するのは大変かもしれませんが、そこをしっかりと議決に、議員の判断も仰いでおくことによって、いい意味で活用できる場合もあれば大変なときもあると思うんですけれども。

なので、何か説明が最近上位法に基づくからつくっていますみたいな感じというのと、あとさっき言ったとおり内部だから干渉しないでみたいな感じに聞こえてしまうので、基本的には出してやるからには報告であれ議決であれ、それなりのコメントであったり説明があればいいかなと思いましたが、次回以降、そういったことに関してはしっかりと説明をしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この後、議会側の案件に入りますので、執行部におかれましては、ここで退席をお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第(3)コロナ対策等を踏まえた6月定例会議の対応についてに入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、6月定例会議の対応についてでございますが、3月定例会議まで、令和2年度のコロナ対策等を踏まえて各種対策を行ってまいりました。3月以降、やはり第4波ということで全国的にはコロナまだ収まってない状況でございます。

こちらの対応につきましては、事務局案といたしまして、3月定例会議の運用をベースとしまして、あと1年前の令和2年6月定例会の内容等も踏まえて、今回の会議についての案を作成いたしました。御説明いたしますので、内容について御協議いただければと思います。

まず、1点目、議員の半数入替え制でございますが、こちらは採用しないとするものでございます。

2点目、執行部の提案説明につきましては通常どおり行う。

3点目、通告制の採用ですが、先例のとおり当初予算、決算、計画案件のみとし、他の議案は通告制としない。

4点目、執行部の出席者ですが、感染症対策の趣旨を踏まえ執行部において適切に判断いただくということです。

5点目、傍聴でございますが、現在18人、マックス18人ということで制限してございますので、これを維持とするものです。

6点目、委員会における執行部職員紹介、6月議会においては通例として執行部の職員紹介、議案がない課も行っておりましたが、昨年度同様に

こちらについては行わないとするものでございます。

7点目、委員会の場所及び中継でございますが、こちらも昨年の6月議会と同様に3常任委員会、1日ずつの計3日間とし、議場で行い、中継することとでいかがかという内容でございます。

8点目、委員会の執行部説明について、こちらにつきましては通常どおり行う。

9点目、予算常任委員会全体会議について、こちらは議場で行い中継は行う。

10点目、6月定例会議中の議員全員協議会について、こちらは通常どおり開催とするものです。

最後に、その他といたしまして、那須塩原市が緊急事態宣言もしくはまん延防止等重点措置の対象地域となり、またはこれに準ずる事態となったときには、会議時間の短縮ですとかZ o o mの活用、その他必要な措置を行うとするものでございます。

説明につきましては以上です。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑、御意見等がありましたらお願いいたします。

山形委員。

○山形委員 6の委員会における執行部の職員紹介について行わないということですが、今回、新たに改選されて1期生の方もいるので、長い紹介ではなく、そういったものは今回、短時間でも行ってもいいのかな。あと委員会もメンバー変わったので、その辺はどうなのかなと思って皆さんの御意見聞ければ。私は、そんなに長くはかからないと思うので、ざっくりやってもいいのかなと、そういうふうなことを考えているんですけども、どうですか。

○齊藤委員長 多分、係長が説明してくれているやつは、ふだんど全課が来て挨拶をするという意

味だと思うんです。なので、審議しない課もわざわざ挨拶に今まで来ていたんです。それが、コロナ禍なので、時短も含めた紹介ということなので、多分来ている方が紹介するぐらいだったらすぐできちゃうんですけども、今までは本当に何でもないけれども挨拶だけ来るという課があったんです。そういったものをやっている、移動のことと、あとはリスクを勘案しての話になるので、去年と一緒にやらなくていいですかという話だと思うんですけども。

小島委員。

○小島委員 今のお話で、要は出ている人ぐらいは挨拶してもらったほうが顔と名前ぐらい分かるからいいかなと思いますので、この出席者の紹介ぐらいはやったほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

あと、一応今、係長のほうから説明あった、議場のやつは言いましたっけ、まだ言っていませんよね、議場でやるとまだ言っていませんよね。委員会について。

〔「ありました」と言う人あり〕

○齊藤委員長 言っていた。ごめんなさい。じゃ、ということで、前回、去年皆さんお分かりかもしれませんが、6月は1日ずつ使えるということで、3日間取っているけれども、1委員会ずつが協議をするという話になる。その場に来ている職員の方は、あの場所で紹介をするという形であればできるとは思いますけれども、そういった形なら、係長、できますか。

○佐々木議事調査係長 はい。

○齊藤委員長 ということで、じゃ、今、山形委員と小島委員からあったとおり、出席者、本当に来ている人たちだけは自己紹介するということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、そちらだけ取り入れたいと思います。

6番は、行わないではなくて、今のように変えさせていただきます。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 じゃ、ないようですので、以上で(3)を閉じたいと思います。

次に、次第(4)その他に入ります。

皆様のほうから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、事務局から何かございますか。

議事係長。

○佐々木議事調査係長 私から2点ございます。

1点目でございますが、栃木市議会から視察の要望がございます。那須塩原市議会におけるウェブ会議の活用についてをテーマとしてZoomでの視察を行いたいとの申入れがございました。

ウェブ会議につきましては、昨年度、議会運営委員会で検討してきた経過がございますので、議会運営委員会での対応かなというふうに考えてございます。

この後、先方と調整をいたしまして、日程等の調整を進めていきたいと考えておりますので、御承知いただければと思います。

2点目、宇都宮大学地域プロジェクト演習による大学生との意見交換でございます。昨年度の議会運営委員会の中で御協議いただきまして、今、御通知申し上げました地域パートナー申請書というものを宇大のほうに提出いたしまして、本年度、宇都宮大学の授業の一環として地域プロジェクト演習というものが始まってございます。

テーマといたしましては、若者と議会との協働



ということで、現時点で若者の議会に対する関心が低かったり、あるいは投票率、全体としても高くない中で、特に10代、20代前半の投票率が低いというようなところもございますので、その辺について若者と協働して意見交換とかをやっていければというのが大まかなテーマの内容となっております。

大学生が、既にいろいろ研究とかをしておりまして、何度か打合せをさせていただいておりますが、6月15日、定例会議中なんですが、定例会議の一般質問の最終日に傍聴に来まして、その後、30分程度議員と意見交換の時間をいただきたいということで先方からの申入れがございます。ですので、6月15日の本会議終了後、議会運営委員会のみなさん、ちょっとお時間をいただいて、宇大生が6人、学生が来る予定となっておりますので、そちらについて御協力いただければと思います。

事務局からは以上です。

○齊藤委員長 そのほか、皆さんございますか。

○小島委員 ちょっと1つ質問。

6月15日、何時にいらっしゃるんですか。会議やるとかいろいろあるでしょうけれども。

○齊藤委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 今のところ、お昼に向け、3人目、中里議員が最後の一般質問なんですが、そちらの傍聴をされまして、その後、予定としては議案質疑、委員会付託を予定しておりますが、その辺まで傍聴して、その後、意見交換をしたいということですので、来るのはお昼頃というふうに聞いております。

○齊藤委員長 よろしいですか。

では、皆さん、御協力をお願いいたします。

それでは、その他の私のほうからなんですが、この後、今日、協議いただいたとおり最終日に議会活性化特別委員会の設置についての御案内があ

ると思います。

その中で、議会運営委員会のほうで取り組んでいただきたい項目、申し送りをつくるのに項目の選定をしておかなければ、議決をされた後に動けないということで、大変申し訳ございませんが、6月11日の一般質問2日目の終了後に、3時何分だっけ、3時半の後に、今、協議していただきたいような案件を私のほうで準備いたしますので、皆様にこれはどうするかという判断を仰ぎたい。そんな時間はかからないと思いますので、そちらをちょっと準備するために議会運営委員会を開きたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その後なんですが、今月中、議会閉会后にも、28か29あたりの週で、その28の週で議会運営委員会で、今度議運自体が取り組んでいく項目についてしっかりと組み上げていかないと、この後運用ができなくなってしまうので、開催をする予定でありますので、お含みおきください。

---

◇

#### ◎閉会の宣告

○齊藤委員長 それでは、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時34分